



2021 年 9 月 17 日

「LT 会」会報第 21-12 号（総 222 号）

LT グループ

企業名称を侵害された際の救済措置

2021 年 3 月施行の新「企業名称登記管理規定」による中国の企業名称登記の改革に伴い、社名申請は従来の認可制から自主申告制に改定されました。それに伴い、政府の認可プロセスがなくなり、社名登記の自由度が高くなるため、自社の商号が他社に使われるなど、社名侵害を受ける可能性が高くなるのではと危惧される方もいらっしゃると思います。実は、今回の企業名称登記改革は登記手続を簡素化した一方で、企業名称紛争時の対応メカニズムも改善されており、社名保護を強化した面もあります。

この会報では、社名を他社に侵害されるようなケースが発覚した場合、どのような救済措置が講じられるかについてご紹介します。

一、新「企業名称登記管理規定」に基づき、企業は、他社の名称が自社の権益を侵害したことを発見した場合、人民法院(裁判所)に直接提訴することができます。また、侵害疑いのある企業の登記機関に訂正、名称侵害の調停を要求することもできます。

前記権益侵害の典型的な事象を下記の通り挙げます。

- ① 自社商号を同地区同業種の他社に無断使用された場合
- ② 自社と同一又は類似の商号を使用され、公衆の誤解を招く場合
- ③ 自社の影響力のある商号を無断使用された場合

二、上記新「企業名称登記管理規定」の他、中国の「商標法」、「反不正競争法」の関連規定を活用して自身の権益を守することもできます。

根拠としては、「反不正競争法」によれば、他人の影響力のある商号の無断使用、他人商品と誤認させることなどは違法行為となります。裁判所・登記機関はかかる者に使用停止の命令、違法商品の没収、罰金、ないし営業許可証の取り上げなどの処罰をすることができます。

新「企業名称登記管理規定」、「商標法」、「反不正競争法」の関連条項を下記のとおり抜粋しました。ご参考にいただければ幸いです。

1. 新「企業名称登記管理規定」

第 11 条 企業名称は下記いずれかの状況にあつてはならない。

（八）公衆を欺く又は誤解させるおそれがある。

第 20 条 企業登記機関は企業登記の際、企業名称が本規定に合わないことを発覚した場合、登記を認めず、且つ書面でその理由を説明する。

企業登記機関は登記済みの企業名称が本規定に合わないことが発覚した場合、速やかに訂正すべき。他の会社や個人は登記済みの企業名称が本規定に合わないと思われる場合、企業登記機関にその訂正を要求できる。



SUPPORTING CHINA BUSINESS

第 21 条 企業は、他の企業の名称が本企業名称の合法的な権益を侵害したと思われる場合、人民法院に起訴し、または権利侵害の疑いがある企業の登記をした企業登記機関に処理を請求することができる。

企業登記機関は申請を受理後、調停することができる。調停で解決できない場合、企業登記機関は受理日から 3 ヶ月以内に行政裁決を行なうべき。

2. 「商標法」(2019 年改正)

第 58 条 (他人商標の商号への使用)

他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称の中の商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成した場合は、「反不正競争法」に従い処分する。

3. 「反不正競争法」(2019 年改正)

第 2 章 不正競争行為

第 6 条 事業者は、次の各号に掲げる混同行為を行い、人々に他人の商品であるとの誤認または他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせてはならない。

(1)他人の一定の影響力を有する商品の名称、包装、装飾などと同一又は類似する標章を無断で使用する事

(2)他人の一定の影響力を有する企業名称(略称、屋号などを含む)、社会組織の名称(略称を含む)または氏名(ペンネーム、芸名、訳名などを含む)を無断で使用する事

(3)他人の一定の影響力を有するドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページなどを無断で使用する事

(4)人々に他人の商品であるとの誤認又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせるのに十分なその他の混同行為

第 4 章 法律責任

第 18 条 事業者が本法第 6 条の規定に違反し、混同行為を行った場合は、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が 5 万元以上の場合、併せて違法経営額の 5 倍以下の過料に処することができる。違法経営額が無い場合、または違法経営額が 5 万元に満たない場合は、併せて 25 万元以下の過料に処することができる。情状が重大であるときは、営業許可証を取り消す。

事業者の登記した企業名称が本法第 6 条の規定に違反する場合は、遅滞なく名称変更登記を行わなければならない。名称が変更されるまでは、もとの企業登記機関は統一の社会信用コードを以てその名称に代替えるものとする。

以上